

令和6年 第5回松田町議会臨時会 会議録

令和6年11月28日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	北村和士	2 番	武尾哲治	3 番	吉田功
4 番	中津川定雄	5 番	秋田谷光彦	6 番	古谷星工人
7 番	平野由里子	8 番	田代実	9 番	井上栄一
10 番	南雲まさ子	11 番	飯田一	12 番	寺嶋正

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 15人

町 長	本山博幸	副 町 長	田代浩一
教 育 長	野崎智	会計管理者兼出納室長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	参事兼総務課長	早野政弘
安全防災担当室長	鎌田将次	税 務 課 長	山岸裕子
町民課長兼寄出張所長	堀谷恵子	福 祉 課 長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌弘	観光経済課長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳澤一郎	環境上下水道課長	渋谷好人
教 育 課 長	椎野晃一	—————	—————

4. 出席した議会事務局書記 2人

参事兼議会事務局長	石井友子	書 記	島 秀明
-----------	------	-----	------

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告
- 日程第 4 議案第 43 号 松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 44 号 松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 45 号 松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 46 号 令和 6 年度松田町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 8 議案第 47 号 令和 6 年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 48 号 令和 6 年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 49 号 令和 6 年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 50 号 令和 6 年度松田町上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 51 号 令和 6 年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 52 号 令和 6 年度松田町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 陳情第 2 号 「氏姓の選択可能な婚姻制度」について法制化を求める意見書を、国に提出する事を要望する陳情（総務文教常任委員会報告）

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。立冬も過ぎ、朝夕の冷え込みが厳しくなっておりますが、議員各位におかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、去る11月25日、松田町告示第84号により令和 6 年第 5 回松田町議会臨時会の招集がされました。本日は定刻までに御参集いただき、ここに臨時会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

I C Tを活用した議会実現のため、議場におけるスマートフォン、タブレット等の持ち込み、議事に関連する事項での使用を試験的に許可いたします。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を

開きます。

(9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長から指名いたします。

5番 秋田谷光彦君、6番 古谷星工人君、両名にお願いいたします。

議 長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

この臨時会を開催するに当たりまして、本日11月28日、午前8時30分より議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長 飯田一君。

議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和6年第5回松田町議会臨時会の招集に当たり、11月28日、午前8時30分より役場4階大会議室におきまして委員6名全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は本日11月28日の1日とさせていただきます。

次に、審議内容について申し上げます。日程第1「会議録署名議員の指名について」から日程第14「陳情第2号「氏姓の選択可能な婚姻制度」について法制化を求める意見書を、国に提出する事を要望する陳情（総務文教常任委員会報告）」を行います。

審議いただく議案等は11件です。議案第43号から議案第45号の条例の一部改正については、質疑等を行い、即決でお願いします。議案第46号から議案第52号の補正予算については、質疑等を行い、即決でお願いします。陳情第2号総務文教常任委員会報告については、質疑等を行い、採決願います。

以上で議会運営委員会の報告について終わりますが、不備な点がございましたら、他の委員からの補足説明をお許し願いたいと思います。

議 長 議会運営委員長の報告が終わりました。お諮りいたします。この臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、令和6年第5回松田町議会臨時会の会期は、本日11月28日の1日と決定いたしました。

議 長 日程第3「町長の行政報告」に入ります。

町 長 皆さん、おはようございます。澄み渡る夜空に輝く星が一層美しく見える季節となりました今日この頃でございますが、議員各位におかれましてはますますの御健勝のことと、心からお喜びを申し上げます。

さて、去る11月25日に令和6年第5回松田町議会臨時会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては公私にわたり大変御多用の中、議員全員の出席を賜り、ここに本臨時会が開催されますことを、まずもって御礼を申し上げます。ありがとうございます。

これまでの事業、行事などの詳細につきましては、12月定例会において御報告をさせていただきますので、御了承のほど、よろしく願いをいたします。

それでは、本臨時会に付議いたしました案件でございますが、議案第43号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第44号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告を鑑み、職員の給与について所要の改正を行うため提案するものでございます。

議案第45号松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証を一体化し、従来の被保険者証を廃止されることに伴い、国民健康保険法の一部が改正されることとされたため、所要の改正をしたいので御提案するものでございます。

議案第46号令和6年度松田町一般会計補正予算（第5号）につきましては、松田町職員の給与に関する条例及び松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の改正に伴い、人件費等の補正を提案するものでございます。

次に、議案第47号令和6年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第

1号)並びに議案第48号令和6年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)、次に議案第49号令和6年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、次に議案第50号令和6年度松田町上水道事業会計補正予算(第1号)、次に議案第51号令和6年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算(第1号)並びに議案第52号令和6年度松田町下水道事業会計補正予算(第1号)についても、一般会計と同様に給与改定等に伴う人件費の補正を提案するものでございます。これら提案させていただく案件につきましては、議事の進行に伴い、私をはじめ副町長、教育長、担当課長より御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます、私からの行政報告とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

議 長 町長の行政報告を終わります。

日程第4「議案第43号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第43号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう

に定める。
令和6年11月28日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与について所要の改定をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第43号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。

今回の給与条例の改正につきましては、人事院勧告に基づき国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与について所要の改正をするものでございます。

本年の給与改定につきましては、ボーナスの引上げがされております。民間の支給割合との均衡を図るため、ボーナスの引き上げ分0.1か月分を期末手当で0.05か月分、勤勉手当で0.05か月分引き上げるものであります。施行期日の

違いから、第1条、第2条の条立てによる一部改正を行っております。

改正内容につきましては、第1条では期末手当と勤勉手当について、6月と12月の年2回の支給でございますが、6月は既に支給済みですので、12月の期末手当と勤勉手当をそれぞれ0.05か月分引き上げ、期末手当は1.275か月、勤勉手当は1.075か月に改めるものでございます。また、一般職員給料表においても、給料月額が民間との初任給及び給与の格差2.76%の解消を図るため、新採用職員の初任給を引き上げるほか、若年層に重点を置いた給料表の改定を行うものでございます。

また、第2条につきましては、来年度の期末手当と勤勉手当においても、例7年4月1日からの分としまして、6月と12月に均等になるよう、0.025か月分ずつ配分し、0.1か月に改めるものでございます。

それでは、議案をもとに御説明をさせていただきます。議案の7枚目、参考資料でございます。松田町の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第1条関係の新旧対照表を御覧ください。左が改正案、右が現行でございます。参考資料1でございます。よろしゅうございますか。まず初めに1ページ目の第20条は、期末手当の規定でございます。第2項については、職員の期末手当基礎額に乗じる率を、現行の100分の122.5から100分の127.5に改めるものでございます。第4項につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当基礎額の規定についての適用でございますが、こちらを100分の127.5を100分の71.25に改めるものでございます。

続きまして、第21条は勤勉手当の規定でございます。第2項第1号については、職員の勤勉手当基礎額に乗じる率を現行の100分の102.5から100分の107.5に改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。第2号につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎率に乗じる率を現行の100分の48.75から100分の51.25に改めるものでございます。別表第1（第3条関係）一般職員給料表1／2は、2ページ中段からですね、8ページ中段まで、こちらが1級から4級まで及び定年前再任用短時間勤務職員の給料表を改正しております。

また、8ページ中段でございます。一般職員給料表2/2は、8ページ中段から14ページまでを5級から8級の給料表及び定年前再任用短時間勤務職員の給料を改正しております。

それから、14ページでございます。14ページの下段からは、別表第2（第3条関係）といたしまして、医師の給料表は14ページから19ページまでで給料表及び定年前再任用短時間勤務職員の給料表を改正しております。（私語あり）

よろしいですか。（「退席します。」の声あり）

議 長 どうぞ。

参事兼総務課長 次ページの20ページをお願いいたします。20ページは、松田町の給料に関する条例の一部を改正する条例第2条関係でございます。20ページの第20条、期末手当の規定でございますが、第2項については、職員の期末手当基礎額に乗じる率を現行の100分の127.5から100分の125に改めるものでございます。第4項につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当基礎額の規定の適用について、現行の100分の125を100分の70に改めるものでございます。

第21条の勤勉手当の規定でございます。第2項第1号については、職員の勤勉手当基礎額に乗じる率を現行の100分の107.5から100分の105に改めるものでございます。

次ページ、21ページをお願いいたします。第2号につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の規定の適用について、現行の勤勉手当基礎額に乗じる率を現行の100分の51.25から100分の50に改めるものでございます。

恐れ入りますが、最後に12枚お戻りいただきまして、議案本文の9ページをお願いいたします。よろしゅうございますか。議案本文、9ページですね、附則でございます。施行期日は、第1項は、この条例の第1条については公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用するものでございます。ただし、第1条による改正後の松田町職員の給与に関する条例別表の規定は、令和6年4月1日から適用するものでございます。

第2項は、この条例の第2条は令和7年4月1日から施行するものでございます。

恐れ入ります、次のページでございます。給与の内払規定でございます。第3項は、給与の内払いの規定でございます。改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の松田町職員の給与の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすものでございます。

なお、この人事院勧告の給与改定に伴う影響額でございますが、補正予算(第5号)において、全会計を通じ、約2,758万1,000円でございます。

なお、参考資料には11月15日の全員協議会で御説明しました松田町職員給与に関する条例の一部を改正する条例の資料を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第43号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5「議案第44号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第44号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年11月28日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた常勤職員の給与条例の改正を踏まえ、一般職の均衡を図るため、会計年度任用職員の給与について所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第44号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。

今回の給与条例の改正につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、常勤職員の給与条例の改正を踏まえて、一般職の均衡を図るため、会計年度任用職員の給与について所要の改正をするものでございます。

それでは、議案4枚目の参考資料、松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表を御覧ください。右が現行、左が改正案でございます。左の改正案のほうを御覧いただければと思います。

1ページの別表第1、第4条関係でございます。こちらはですね、職種(1)一般事務員、事務補助員、施設管理・運營業務員、技術職員等業務を行うフルタイム会計年度任用職員で町長が規則で定めるものの給料表につきまして、1ページから2ページまで改正をしております。

恐れ入ります。続きまして3ページのほうをお願いいたします。3ページは、2の保健師、看護師、助産師、栄養士等業務を行うフルタイム会計年度任用職員の給料表について、3ページから4ページ中段まで改正をしております。

恐れ入ります。続きまして4ページの中段(3)医師として業務を行うフルタイム会計年度任用職員で町長が規則で定めるものの給料表につきましては、4ページ中段から5ページの最後まで、金額を改正させていただいております。

恐れ入ります。最後に4ページお戻りいただきまして、議案本文の3ページをお願いいたします。附則でございます。施行期日は、第1項は、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものでございます。第2

項につきましては、給与の内払いの規定でございます。改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の松田町会計年度任用職員の給料及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすものでございます。

なお、この人事院勧告の給与改定に伴う影響額でございますが、補正予算（第5号）において全会計を通じまして約1,281万円を計上しております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声です。質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第44号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6「議案第45号松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第45号松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和6年11月28日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国民健康保険法の一部改正によ

り、マイナンバーカードと健康保険証が一体化し、従来の被保険者証を廃止することについて、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、松田町健康保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証を一体化し、従来の被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法の一部が改正されることとされたため、町条例の一部を改正するものでございます。

条例改正の内容といたしましては、令和6年12月2日から従来の被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法に規定のある被保険者証の返還を定める条文及び返還義務に応じない場合の罰則に関する条文が削除され、条項の移動に対応するため、第9項を第5項に改め、被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合の罰則部分について改めるものです。

それでは、議案を2枚進んでいただき、3枚目の参考資料1、新旧対照表により説明させていただきます。右側の現行1つ目の下線部「第9項」を左側の改正案では「第5項」に改めます。これは、健康保険法に規定のある被保険者証の返還を定める条文及び返還義務に応じない場合の罰則に関する条文が削除され、条項の移動に対応するものでございます。

右側の現行2つ目の下線部「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を左側の改正案では「、又は虚偽の届出をした場合」に改めます。従来の被保険者証が廃止されるため、保険税を滞納していることにより被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合について改めるものでございます。

恐れ入ります。1ページお戻りいただきまして、2ページ目の改正文をお願いいたします。改正文の中ほど、附則でございます。第1項、施行期日は、令

和6年12月2日からとすること。第2項では、経過措置として、施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による旨の規定をするとともに、令和6年12月2日に現に被保険者証を交付されている世帯主が令和6年12月2日以降保険税を納付しない場合における被保険者証の返還については、なお従前の例によることを定めるものがございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 1点確認をさせていただきます。2ページ目のですね、経過措置のところなんですけれども、後段のですね、なお従前の例によることとされる場合というところがありまして、12月の2日時点で被保険者証が交付されているものについては保険税等の滞納によった場合はですね、その保険証を返還することとされるんですけれども、でもその場合ですね、被保険者証を返還をしてもですね、マイナンバーカードでその被保険者証の代わりとするですね、医療を受けられることができるというふうに思うんですけれども、そこについてはどのような対応をされるのかをお伺いをいたします。

町 民 課 長 ただいまの御質問ですが、令和6年12月2日以降、従来の紙の被保険者証を発行されている方が滞納した場合ですが、返還してもマイナ保険証がありますので、そちらで医療は受けられるんですけれども…受けられることになります。

9 番 井 上 ですからね、今までは被保険者証を返還することによって、そこでですね、短期被保険者証の交付とかというふうな対応をされたわけですよね。でも、今回は12月2日以降でそういった場合にですね、マイナンバーカードのほうの取扱いが例えば短期しかね、そういった被保険者証として利用できないような仕組みになるのか、そうじゃなく、一般の滞納している場合としてない場合にかかわらず、同一の取扱いとなるマイナンバーカードの機能としての被保険者証ということになるのか。そのところをお伺いをしたわけです。よろしくお願いいたします。

町 民 課 長 すみません、説明が足りず申し訳ありません。従来の紙の被保険者証のように、有効期限を短くする、いわゆる短期証のような、そういった措置はマイナ

ンバーカード…マイナ保険証のほうではできませんので、医療を普通に受けられることとなります。

9 番 井 上 分かりました。じゃあ確認なんですけれども、じゃあマイナンバーカードのマイナ被保険者証となった場合には、そういったですね、未納による本人に対する期間的な制限は何もないと、これからはなくなりますよということだというふうに理解しましたが、それでよろしいでしょうか。

町 民 課 長 おっしゃられたように、短期証の規定がなくなりますので、はい、滞納によるペナルティーはないこととなります。

9 番 井 上 終わります。

議 長 よろしいですか。

1 2 番 寺 嶋 何点かお尋ねします。今の括弧積みの現在の紙の健康保険被保険者証は、最長、今の使える、今のはね、いつまで使えるのかというのが1点です。有効期限ですね。

それで、あとはマイナカード、マイナンバーカードが取らなくて、取らない人は、今度は資格確認証を発行するということになっているようですけども、現在その状況はどうなっているのか。

それと、それでですね、この資格確認証の期限というのも、これも期限というのがあると思うんですけども、その辺はどうなっているのでしょうか。お尋ねいたします。

町 民 課 長 現在の紙で発行されている被保険者証ですが、12月1日までに発行されるものは令和7年、来年の7月31日までが最長の有効期限のものが発行されております。

あと、資格確認証…マイナンバーカードをお持ちでない方や、またはひもづけを、被保険者証とひもづけをされてない方はどうなるのかという御質問ですが、被保険者証、マイナンバーカードを持ってない方や被保険者証とひもづけをされてない方は、来年の7月31日までは現在の紙の被保険者証が発行されていますので、それを提示して、今までと同じように医療を受けることができます。

あと、資格確認証についての御質問ですが、12月2日以降に新たに被保険者になられる方や、または現在発行されていても紛失等、なくしてしまったりして再発行される方、12月2日以降に新たに発行しなければいけない方は、被保険者証の従来紙の被保険者証は発行ができなくなりますので、そういった方には、そういった方でマイナンバーカードとひもづけをされてない方には、資格確認証が発行されます。

あと…ごめんなさい、有効期限は令和7…被保険者証と同じで、令和7年7月31日までのものが発行されることとなります。以上でございます。

12番 寺 嶋 現在の紙の健康保険証は、その有効期限が今、記されていますけども、その有効期限だということ、分かりました。

あとは、資格確認証ですけども、マイナカードを使わない人はね、に発行されるということ、最長1年と、7月か。7月31日、令和7年ということなんですけどもね、これはですね、有効期限はあるんですけども、更新が過ぎたら、更新がいくとですね、これ、今の紙の健康保険証、現在の制度だと、有効期限が切れて新しい年度になる前に、新たに来年度の、次の年度の健康保険証が発行、これは発行されるのは自動的に町のほうがね、発行してくれるんですけども、今度は資格確認証は更新が必要な場合は、これ、申請になるんでしょうかね。その辺のことがね、やっぱり今の健康保険証をなくす、なくなったら不安だという方もね、いらっしゃいますので、その辺についてお聞きします。

あとは、資格確認証はですね、身分証明書の一つの手段として、これは使えず、身分証明書としては使えず…できなくなるんですよ。健康保険証、今の健康保険証は身分証明書の一つの一助として使えますけども、この資格確認証は身分証明書にはならないんじゃないかと思うんですけど、その見解についてお伺いします。

町 民 課 長 資格確認証の有効期限後の更新についての御質問でございますが、こちらはまでの被保険者証と同じように、資格確認証を発行されている方には有効期限前に送付するような仕組みで考えております。

もう一つの質問ですが、現在、従来紙の被保険者証のほうは、身分証明書

の一つとなっておりますが、資格確認証もそのようになるのかという御質問ですが、そちらのほうは現在、国のほうに確認をしているところで、ちょっとまだはっきり回答は出てなかったと思います。

議 長 よろしいですか。ほかに質問ございますか。

8 番 田 代 先ほど国保税滞納者に短期保険証が今まで発行されていたと。それがマイナンバーカードになると、短期保険証が廃止されますが、そのまま今の保険証で同様なサービスを受けられるということなんですけれども、一つの考えとして、短期保険証を発行することは、少しでも滞納額を減らすために、発行のたびにね、滞納額を納入するよう担当課が説得してたと思うんですよ。それがなくなってしまうと、正直に納付されている方と滞納されている方が平等に受けられる。すごい不平等のような感じが私はします。そこで、国としてはどういう考えでそういう手法をとられたのかね。そのことについてお知らせください。もし分からなければ結構です。

町 民 課 長 保険税を滞納されている方への現在のような短期証がマイナ保険証ではそういったことができなくなりますので、きちんと保険税を納めている方との不公平感といいますか、そういったことの御質問かと思えますけれども、おっしゃられるように今まで保険証を使いたくて短期証のたびにきちんと…きちんとというか、そのたびに納付されている方がいらっしゃって、それが効果があったことはおっしゃるとおりかと認識しております。それに、そういったことを今度からすることができなくなりますので、担当といたしましては滞納整理の強化はもちろんなんですけれども、例えばそういった方が医療にかかって、高額療養費等出た場合は、それは今までと同じように保険税のほうに振り替える等のそういった措置を講じてまいりたいと思います。あとは、滞納処分等を今までもやっていたんですけれども、そういったことを強化していくようにしたいと考えております。

8 番 田 代 高額医療者に対しては、ある程度ペナルティー的なものはあると。それ以外の方はサービスを受けられてしまうと、そういうことでよろしいですね。滞納整理、大変だと思いますけれどね、切り札となる短期証がなくなってしまうの

で、その辺は少しでも国保税の滞納が少なくなるよう、担当課の御尽力に期待して質問を終わります。

議 長 よろしいですか。ほかには。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第45号松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7「議案第46号令和6年度松田町一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第46号令和6年度松田町一般会計補正予算(第5号)。

令和6年度松田町一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月28日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、議案第46号令和6年度一般会計補正予算(第5号)について御説明をさせていただきます。

今回の補正の内容につきましては、職員の給与等、また一般会計からの繰出

金を含めた人件費の増減に伴う補正となります。

それでは、6ページ、7ページをお開きください。事項別明細書の3、歳出について御説明をさせていただきます。款・項・目、議会費。説明欄(2)職員給与費につきましては、給与改定等に伴う人件費116万6,000円の補正となります。

次に款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費につきましては、給与改定等に伴う職員及び会計年度任用職員の人件費として1,643万3,000円の増額補正となります。

続きまして8ページ、9ページになります。目、財産管理費及び電算管理費につきましては、説明欄のとおり、給与等の改定に伴う会計年度任用職員の給与費の増額補正となります。

続きまして、目、寄出張所費になりますが、説明欄、繰出金の国民健康保険診療所事業特別会計繰出金3万3,000円につきましては、給与改定による職員給与費の補正となります。

次に、項、徴税費、目、税務総務費及び目の賦課徴収費につきましては、説明欄のとおり、給与改定に伴う会計年度任用職員給与費の増額補正となります。

続きまして、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、説明欄(1)職員給与費におきましても、10、11ページになりますが、給与改定に伴う増額補正となります。また、繰出金につきましては、職員の移動等に伴う国民健康保険事業特別会計繰出金の減額補正となります。そして、介護保険事業特別会計繰出金につきましても、給与改定等に伴う増額補正をさせていただくものでございます。

次に、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費、説明欄、会計年度任用職員給与費につきましては、給与改定に伴う学童保育指導員報酬、23名分の増額補正となります。

次に、款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費、説明欄、職員給与費につきましては、職員の異動等に伴う減額補正となります。

続きまして、款、農林水産業費、項、農業費、目、農業委員会費、説明欄に

つきましては、会計年度任用職員給与費については、給与改定に伴う農地利用状況等調査事務従事者1名分の増額補正となります。

続きまして、目、農業総務費につきましては、12、13ページにわたりますが、職員の異動等に伴う減額補正となります。

続きまして、目、農業振興費、説明欄、会計年度任用職員給与費につきましては、給与改定に伴う地域計画策定事務従事者1名分の増額補正となります。

続きまして、款・項、商工費、目、商工総務費、説明欄の職員給与費につきましても、給与改定等に伴う増額補正となります。

続きまして、項、観光費、目、観光振興費、説明欄（8）になります。会計年度任用職員給与費につきましても、給与改定等に伴う増額補正となります。

続きまして、土木費、項、土木管理費、目、土木総務費につきましては、給与改定等に伴う増額補正となります。

続きまして、14、15ページになります。款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費でございます。説明欄、職員及び会計年度任用職員の人件費については、給与改定及び職員の異動等による減額補正となります。

続きまして、項、小学校費につきましては、説明欄、会計年度任用職員給与費につきましても、給与改定等に伴う増額の補正となります。

続きまして、16、17ページになります。松田小学校費でございます。説明欄の会計年度任用職員給与費につきましても、給与改定等に伴う増額補正をするものでございます。

続きまして、項、中学校費でございます。こちらにつきましても、会計年度任用職員につきまして、給与改定等に伴う給食調理員報酬7名分の増額補正をするものでございます。

続きまして、項、幼稚園費でございます。目の松田幼稚園費及び寄幼稚園費につきましては、説明欄のとおり会計年度任用職員給与費につきまして、増額補正をするものでございます。

次に、項、社会教育費でございます。目、社会教育総務費、説明欄、職員給与費につきましても、職員の異動等による補正となります。

最後になります。18、19ページでございます。款・項・目、予備費でございます。今回の予備費につきましては、人件費等総額2,998万5,000円の減額を行います。総額につきましては、5,063万1,000円となります。

続きまして、20ページから30ページにわたりまして、こちらが一般会計並びに全会計の給与費の明細でございますので、よろしくお願いをいたします。

以上で説明を終わりにさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 ページですね、24、25ページで、給料、職員手当等の増減の明細ということでもあります。まず、(2)のほうのですね、給料につきまして、増減理由の内訳とかですね、説明が書いてあります。ここで大きなものとしては、制度改正に伴う増加分ということであるかというふうに思いますが、そこに書いてありますですね、給料のその他の増減、マイナスの1,160万4,000円があります。採用、退職等に伴う増減というのは、そのとおりで、マイナスの150万6,000円だと思いますが、その他の増減がですね、マイナスの1,309万8,000円と大きいことのその内訳をですね、お願いをしたいと思います。

また、その下のですね、職員手当等、職員手当の備考欄の中で、制度改正に伴う部分で期末手当、勤勉手当、これは制度が先ほどの条例改正の中であったように、増加したということでの金額だと思いますが、その他のところですね、期末手当がマイナス199万5,000円、勤勉手当がマイナス90万8,000円ということになっております。これのですね、内訳を説明をしていただきたい。

4点目といたしましては、3のですね、給料及び職員手当の状況の中で、職員1人当たりの給与費があります。ここで補正等を行っているので、全体としては増えて、これは令和6年1月1日から令和6年の11月1日現在でのですね、変化、補正額を、補正の状況を示しているというふうに理解しておりますが、この平均給料月額がですね、令和6年の1月1日の28万5,396円から27万9,703円と増えた。そこの部分でですね、給与月額とか平均年齢も増えている、平均給与月額も増えている中で、平均給料月額だけがですね、約6,000円ぐらい

のマイナスですか。なっている。その理由をですね、御教示いただきたいと思
います。

参事兼総務課長　　まず1番、今、井上議員がおっしゃられた給料のその他の増減のその他の増
減マイナス1,309万8,000円が何かということなんです、こちらのほうにつき
ましては、今現在、今、育児休暇で休んでいる職員さんが5名ほどいらっしゃ
いますので、その関係での減額分になります。

それから2点目の職員手当の部分も、それに関連するものでございます。

3点目の給料及び職員手当の状況について、平均給料月額だけが下がって
いるということなんです、これは年度当初に1名、職員さんで、職員として計
算して、その部分の年収を掲げだしたような状況なんです、ちょっとその方
が再任用職員という形で、職員から外れることによって、その部分が減ったと
いう形になります。以上です。

議　　長　　よろしいでしょうか。

9 番 井 上　　回答ありがとうございます。育児休暇5名ということで、その部分としては
理解しました。そのちょっと内訳としてですね、男性・女性、何名かというこ
とが分かりましたら、お知らせいただければと思います。

あと、給料月額のところですね、職員から再任用職員へ変更してましたと
いうことは、これは採用されたということで、よろしいんですか。そこだけ
の確認で、2点お願いします。

参事兼総務課長　　すみません。今、育休の内訳でございますが、育休は女性の職員が、全て女
性でございます。

もう1点、退職という形…再任用という形に変更になりました。退職ではな
くて再任用です。職員さんから今度再任用という形です。ですから、そうす
ると、その給与、職員給与費からは外れてしまうので、その部分が。ですから総
体が少なくなるので、月額が減るような形になります。

9 番 井 上　　分かりました。終わります。

議　　長　　よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第46号令和6年度松田町一般会計補正予算(第5号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8「議案第47号令和6年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第47号令和6年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)。

令和6年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ154万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,729万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月28日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 令和6年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について説明させていただきます。

今回の補正は、人事異動に伴う減額が主なもので、併せて9月に確定しました令和5年度決算に基づき繰越金の補正を行うものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお願いいたします。歳入から説明させていただきます。款、繰入金、

項・目ともに一般会計繰入金につきましては、歳出に計上させていただいた職員給与費の人事院勧告に基づく増額分及び人事異動に伴う減額分を差引きした減額分と同額の194万9,000円を職員給与費等繰入金として減額しております。

款・項・目ともに繰越金につきましては、令和5年度決算に基づき、40万8,000円を増額し、1,540万8,000円とするものです。

10ページ、11ページをお願いいたします。歳出でございます。款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、右側説明欄の1、職員給与費及び2、一般管理経費につきましては、人事院勧告に基づく職員及び会計年度任用職員に係る人件費の増額分及び人事異動に伴う職員の減額分を差引きした減額となります。

款・項ともに保健事業費、目、保健普及費、説明欄の職員人件費に要する経費につきましては、人事院勧告に伴う会計年度任用職員に係る人件費の増額となります。

12ページ、13ページをお願いいたします。款・項・目ともに予備費は、歳入と歳出の差額を計上させていただきました。

また、14ページ、15ページには給与等明細書がございますので、後ほど御高覧願います。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ございませんか。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第47号令和6年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり

り決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 暫時休憩にいたします。再開は10時15分といたします。 (10時05分)

議 長 それでは再開いたします。 (10時15分)

日程第9「議案第48号令和6年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第48号令和6年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)。

令和6年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,770万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月28日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、令和6年度国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)について説明させていただきます。

今回の補正の主なものは、給与改定に基づく人件費の増額が主なものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお願いいたします。歳入から説明いたします。款3、繰入金、項1、目1、ともに一般会計繰入金は、診療所と出張所の事務を兼務する職員の人件費の一部を一般会計の寄出張所費から繰り入れるもので、3万3,000円を増額するものでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。歳出でございます。款1、総務費、

項1、施設管理費、目1、一般管理費につきましては、右側説明欄を御覧ください。1、一般管理経費につきましては、人事院勧告に基づく職員及び会計年度任用職員に係る人件費の増額分として321万4,000円を増額するものでございます。

款・項・目ともに予備費は、歳入と歳出の差額を計上させていただきました。なお、12ページ、13ページに給与費明細書がございますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第48号令和6年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10「議案第49号令和6年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第49号令和6年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。

令和6年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ

ぞれ868万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,426万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月28日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、議案第49号令和6年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

今回の補正につきましては、一般会計補正予算（第5号）で御説明のありました人事院勧告に伴う職員の給与改定に伴う給与の増額及び4月に異動のあった職員の給与費の一般会計からの繰入れの増額が主なものとなります。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお開きください。歳入から説明いたします。款3、国庫支出金、項2、国庫補助金、目2、介護予防等地域支援事業交付金は、説明欄、介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業交付金が5万7,000円の増額、款・項同じ、目3、包括的支援等地域支援事業交付金は、説明欄、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金として8万8,000円の増額です。

続きまして、款4、支払基金交付金、項1、支払基金交付金、目2、地域支援事業支援交付金は、説明欄、地域支援事業支援交付金として6万2,000円の増額となります。

続きまして、款5、県支出金、項2、県補助金、目1、介護予防等地域支援事業交付金では、説明欄、介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業交付金として2万8,000円の増額、款・項・目同様の目2、包括的支援等地域支援事業交付金では、説明欄、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金として4万4,000円の増額です。

続きまして、款7、繰入金、項1、一般会計繰入金、目2、その他一般会計繰入金では、説明欄、職員の給与費等の繰入金として378万円の増額。款・項同じ、目3、地域支援事業費繰入金では、説明欄、介護予防・日常生活支援総

合事業地域支援事業費繰入金として2万9,000円の増額、説明欄同じ、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業費繰入金として4万4,000円の増額、職員給与費等繰入金として446万円の増額でございます。

続きまして、10ページ、11ページでございます。歳出について説明いたします。款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費では、節の給与費、職員手当等、共済費及び負担金補助及び交付金において、説明欄1、職員給与費の増額によるもので、こちらは給与改定によるものでございます。

次に、款5、地域支援事業費、項1、地域支援事業費、目1、一般管理費、節2、給料、節3の職員給与費と節4、共済費及び節18の負担金補助及び交付金の中では、説明欄、1、職員給与費の増額によるものでございます。

12、13ページ、お聞きください。こちらは予備費となります。歳入歳出を調整したものを計上しております。

なお、14ページ、15ページには給与費明細書を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第49号令和6年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第11「議案第50号令和6年度松田町上水道事業会計補正予算(第1号)」

を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 議案第50号令和6年度松田町上水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）第1条、令和6年度松田町上水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）第2条、令和6年度松田町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。科目、既決予定額、補正予定額、計の順で申し上げます。

支出。第2款、水道事業費用1億3,060万6,000円、0円、計1億3,060万6,000円。第1項、営業費用1億2,199万1,000円、9万円、計1億2,208万1,000円。第4項、予備費423万3,000円、マイナス9万円、計423万3,000円。

（資本的支出の補正）第3条、既定の予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,653万8,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,906万8,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。科目、既決予定額、補正予定額、計の順で申し上げます。

支出、第4款、資本的支出1億4,893万8,000円、253万円、計1億5,146万8,000円。第1項、建設改良費1億3,249万7,000円、253万円、計1億3,502万7,000円。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正）第4条、予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり改める。次ページをお願いします。科目、既決予定額、補正予定額、計の順で申し上げます。

（1）職員給与費、2,074万6,000円、241万円、計2,315万6,000円。

令和6年11月28日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、令和6年度松田町上水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、給与改定に伴う人件費の補正でございます。6、7ページをお願いします。令和6年度松田町上水道事業会計補正予算実施計画内訳

(第1号)の収益的収入及び支出でございます。款2、水道事業費用、項、営業費用、目、総係費につきましては、職員給与費に係る補正の増額で、予備費にて調整をしております。

8、9ページをお願いします。資本的収入及び支出の支出でございます。款4、資本的支出、項・目ともに建設改良費につきましても、給与改定に伴い会計年度任用職員と職員について増額をしております。なお、増額分につきましては、4条支出の補填財源で充当いたします。

なお、10ページ以降には給与費に係る明細書を添付しております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第50号令和6年度松田町上水道事業会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第12「議案第51号令和6年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第51号令和6年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算(第1号)。

(総則)第1条、令和6年度松田町寄簡易水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(資本的支出の補正)第2条、既定の予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,884万円」を「資本的収入額が資本的支

出額に対し不足する額1,913万6,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。科目、既決予定額、補正予定額、計の順で申し上げます。

支出、第4款、資本的支出2,184万円、29万6,000円、計2,213万6,000円。

第1項、建設改良費577万3,000円、29万6,000円、計606万9,000円。

令和6年11月28日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。
環境上下水道課長 それでは、令和6年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、給与改定に伴う人件費の補正でございます。

4、5ページをお願いします。令和6年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算実施計画内訳（第1号）の資本的収入及び支出の支出でございます。款4、資本的支出、項・目ともに建設改良費につきましては、給与改定に伴い、会計年度任用職員について増額をしております。なお、増額分につきましては、4条支出の補填財源で充當いたします。

6ページ以降には給与費に係る明細書を添付しております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声です。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第51号令和6年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第13「議案第52号令和6年度松田町下水道事業会計補正予算（第1号）」

を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 議案第52号令和6年度松田町下水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）第1条、令和6年度松田町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）第2条、令和6年度松田町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。科目、既決予定額、補正予定額、計の順で申し上げます。

支出。第2款、下水道事業費用、2億6,813万1,000円、114万円、計2億6,927万1,000円。第1項、営業費用2億4,784万8,000円、114万円、計2億4,898万8,000円。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正）第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。科目、既決予定額、補正予定額、計の順で申し上げます。

（1）職員給与費、520万1,000円、114万円、計634万1,000円。

令和6年11月28日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、令和6年度松田町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、給与改定に伴う人件費の補正でございます。

4、5ページをお願いします。令和6年度松田町下水道事業会計補正予算実施計画内訳（第1号）の収益的収入及び支出の支出でございます。款2、下水道事業費用、項、営業費用、目、総係費につきましては、職員給与費に係る補正で、職員分について増額をしております。

なお、6ページ以降には給与費に係る明細書を添付しております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声です。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第52号令和6年度松田町下水道事業会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第14「陳情第2号「氏姓の選択可能な婚姻制度」について法制化を求める意見書を、国に提出する事を要望する陳情(総務文教常任委員会報告)」を議題といたします。

本件については、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。委員長 南雲まさ子君。

総務文教常任委員長 松田町議会議長 平野由里子殿。総務文教常任委員会委員長 南雲まさ子。

総務文教常任委員会報告書。本委員会は、9月10日、10月9日、10月25日に委員6名全員出席のもと、役場4階大会議室において委員会を開催し、令和6年第3回議会定例会において付託された陳情第2号「氏姓の選択可能な婚姻制度」について法制化を求める意見書を、国に提出する事を要望する陳情を慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

審査の結果、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定しました。

審査の内容、氏姓の選択可能な婚姻制度について法制化を求める意見書を、国に提出する事を要望する陳情について、陳情者の趣旨説明を受け、参事兼政策推進課長、町民課長及び担当職員出席のもと説明を受けて、状況等を確認し、慎重に審査しました。

審査の結果、多様性を認める社会の中での個人のアイデンティティーの尊重の観点から、本陳情については採択すべきものとしました。

議長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 まず最初にですね、委員会ですね、慎重な審議をされたという報告がありました。御苦労さまでした。ただですね、その中で、委員以外ですね、発言が大分委員会審議の中で多かったということで、そういった発言がですね、この委員会での慎重審議の中に影響をすることはなかったのか。その点をまずは伺いをしたいと思います。

10番 南 雲 委員以外の発言って、ちょっと意味が分からなくて、ごめんなさい。もう一度説明をお願いします。（（オブザーバーのことだよ。」の声あり）

オブザーバーの発言ということで捉えてよろしいでしょうか。オブザーバーの発言があったことは確かですけれども、それと関係なく、審議のほうは進めさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

9 番 井 上 まあ了解しました。また委員会ですね、議事録が出来上がってくると思います。そういった中でですね、今の発言をですね、参考にしていきたいと思います。

ここの審査の内容自体についてですね、質問ですけれども、個人のアイデンティティー尊重の観点からということは理解をしましたが、これをですね、現時点では国はですね、この戸籍の問題についてですね、詳細なまだ制度を確立をしてない段階の中で、町議会としてですね、このような意見書を上げてしまうということで、例えば子の姓ですね、子供の姓についてどうするのか、そういった確立的なまだ方向性が見いだせない中で、一松田町議会としてですね、こういった部分を国に意見書を提出するということに対しては、どのようにお考えになるのか。そういった議論は委員会の中で出されたのか。そういったものがしっかり出されていない段階で、国がこれから判断をするという段階の中で、そういった国が進めるといった、例えばそういった問題についての検討を進めるというような立場でのですね、松田町議会の姿勢が必要ではなかったのかというふうに私は考えますが、そこについていかな内容を審議されたのか、伺いをいたします。

10番 南 雲 やはりそういう意見はたくさん出ました。やはり国のレベルで考えるべき、町議会の意見の、意見書提出を採択した場合、いろんな感情が起こって、あつ

れきも生じるという可能性もある懸念があるということもありましたし、法制化した場合、戸籍民法に対しても900件以上の変更が必要になるとか、法律の作成や新たなシステムに数兆円が必要と言われているような、そういった御意見もございましたけれども、陳情者の直接伺いまして、陳情者のお話を。そうしたときに、やはり陳情者が実際のお聞きしたお話とかも交えて、19歳の女性は姓を変えると手続が大変なので、結構に前向きになれないとか、また、姓を変えても変えなくても選択肢が増えるし、会社や社会で信用・実績を積んだ女性が結婚で姓を変えると、新しい姓が浸透するのに時間がかかってしまうとか、また御自分の息子さんが、小学生なんですけれども、将来を考えたとき、現在より多様性が進んで、今とは違った社会になっていけると思う。結婚し、姓は違っても、親御さんのことはちゃんと「パパ」「ママ」とか、「お父さん」「お母さん」とか呼ぶし、そういった問題もないと思うし、すばらしい家庭を築いて男女共に活躍して持続可能な社会になってほしいというようなお話を伺って、やはりそういった委員の意見として、町民の方のそういった思いのね、労力に応じて陳情を出されるタイミングと判断して議会で結論を出していくことが大事ではないかと。また、その法制化を求める一助ともなっていくのではないかという意見が出ました。委員のほうから。以上です。

9 番 井 上 　　ちょっと私のですね、質問に対しての答えとちょっとずれてる部分がありますので、再度お伺いをしたいと思います。例えば子供の姓の選択をどうするのかというところがですね、まだ明確になってないわけですよね。そこについては、やはり国がですね、そういったものを検討をし、方向性を出した後にですね、やはり議会としては、じゃあそれを尊重しますとか、それを推進しますという立場が必要ではないのかと。そういう立場にないのにですね、まだ現段階では国はそういった方向性を出していないのに、町が夫婦別姓、夫婦の選択的な婚姻制度を進めるといった意見書を出すことは、ちょっと違うのではないかなと。それを議会というのは、やはり町民をですね、代表する組織であるわけですね。それぞれの思いは分かりますけれども、それをですね、そのまま陳情として、陳情をそのまま採択をして意見書として提出するのではなく、やはり

町としては、町議会としては、その趣旨を採択をしてですね、また国に検討を進めてほしいというような方向性を持つべきではないかと私は思いますので、そういったことに対する委員会としての考え方を再度お願いをいたします。

10番 南 雲 やはり最高裁のほうでも、そういった…のほうで、そういったことも含めて、いろんな嫡出子の問題とかもいろいろ国のほうでやるべきだというふうに最高裁のほうでも言っているということで、そういった御意見もあったけれども、それ以上に多くの方が、やはり陳情者のそういった思いを大事にしたいということで、こういった採決が賛成多数ということになりました。以上です。

9番 井 上 終わります。

議 長 ほかには。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

11番 飯 田 私は、令和6年第3回議会定例会において付託された陳情第2号「氏姓の選択可能な婚姻制度」について法制化を求める意見書を国に求める総務文教委員会の報告について、反対の立場から討論を行います。

女性の社会進出が進み、結婚後も同じ姓で仕事を続けたいと望む女性が増えたことなどを背景に、個人の意思を尊重し、男女平等を推進する考えに対して、これを否定するものではありません。しかし、この制度を導入するに当たり、いろいろな問題が沸き上がることも否めません。

1つには、子供の問題があります。両親が夫婦別姓を選択した場合、子供の姓はどうなるのか。どちらの親の姓にするのか、アイデンティティーを大事に考える人は、生まれた子供に自分の姓を引き継がせたいと思い、夫婦の間でももめるのではないのでしょうか。ドイツでも、夫婦別姓に法律を変えてから30年がたちますが、夫婦別姓を選択した夫婦は17.7%であり、80%以上の方が同姓を選択しています。イギリスでは10%以下ということです。その子供が大きくなり、小学生、中学生になった場合、ほとんどの子供の親が同じ名字なのに、夫婦別姓を選択した夫婦の子供は、親と名字が違うということで、いじめに遭わないのでしょうか。子供にとって好ましくない影響が心配されます。

よく外国では、みんな夫婦別姓のように言われますが、トランプ、オバマ、ブッシュなどアメリカの歴代大統領の家族は、みんな夫の姓、ヒラリー・クリントンも夫の姓を名乗り、サッチャー、メイなど歴代イギリス首相も夫の姓、ドイツ元首相のメルケルは離婚した夫の姓を名乗っています。

また、伝統・文化の面から、島国である日本という国は、現在でも単一民族であり、過去に他民族から侵略された歴史はありませんが、中国や西欧では紛争の歴史であり、強い国が弱い国を虐げ、王朝が次々と代わり、負ければ民族皆殺しといったこともありました。今でもそのような紛争が起こっています。そして現在、多くの国では様々な人種的・民族的な背景を持つ人たちが共に暮らしていることのほうが普通になりました。そのために自分のために別姓を残しました。

夫婦別姓は、伝統的には英国の、イギリスの上流階級の家庭で行われていた習慣ですが、男女平等の観点から、より多様な背景を持つ若いカップルの間では、夫婦別姓の動機づけとなっているようです。家族の一体感の維持、伝統と文化の尊重、法的・行政的な混乱の回避など、夫婦別姓制度導入による社会的影響へのリスクも懸念されていることから、様々な意見を踏まえた上で議論する必要があると考えています。国民の間には様々な意見があり、夫婦別姓制度は賛成・反対など、簡単に二者択一で判断を下せる問題ではありません。通称使用の拡大、一部夫婦別姓の法制化など、対応策はいろいろあると思います。

今、国会では法務委員会で夫婦別姓制度の問題について活発な論議が行われようとしています。香川県では選択的夫婦別姓制度について、県内全ての議会で議論の活性化を国に求める意見書が可決、提出されています。県内では神奈川県議会、横浜市議会も同様の意見書を提出しております。夫婦別姓は社会の根幹に関わる問題であり、国会において民法第750条、夫婦の氏、民法第739条、婚姻の届出など、関係する法律改正をはじめ戸籍制度等の社会的な影響も含めて深く慎重に論じられなければいけない問題と考えます。

ゆえに、今時点での氏姓の選択可能な婚姻制度について法制化を求める意見書の提出について反対をします。夫婦別姓制度の拙速な導入を避け、議論の活

性化を国に求めるべきです。議員の皆様の御賛同をよろしくお願いいたしまして、反対討論とさせていただきます。

議 長 賛成討論はありますか。

12番 寺 嶋 12番 寺嶋正。「氏姓の選択可能な婚姻制度」について法制化を求める意見書を、国に提出する事を要望する陳情について、賛成の立場から討論を行います。

現在の民法では、婚姻届出に際して、夫または妻のいずれか一方が必ず氏を改めなければなりません。現実には夫の氏を選び、妻が氏を改める例が圧倒的多数であります。ところが、女性の社会進出等に伴い、改姓による職業生活上や日常生活上の不便、不利益、アイデンティティーの喪失など、様々な問題が指摘されてきたことなどを背景に、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見があります。また、改姓時には、必要な事務手続に手間と費用がかかるなど、企業や働く人の負担が大きく、経済界からもその影響を懸念し、法制化を求める声が上がっています。

氏姓の選択可能な婚姻制度の導入は、希望する夫婦が婚姻後にそれぞれ婚姻前の姓を名乗ることも認めるというものです。既に地方議会で導入を求める意見書は400件以上に上っており、男女が共に活躍できる社会実現のためにも、氏姓の選択可能な婚姻制度を法制化する一助となるよう、本陳情に賛成の討論とします。よろしく申し上げます。

議 長 続いて、反対の討論はございますか。

賛成討論は。

ほかにないようですので、ここで討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。陳情第2号「氏姓の選択可能な婚姻制度」について法制化を求める意見書を、国に提出する事を要望する陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。陳情第2号「氏姓の選択可能な婚姻制度」について法制化を求める意見書を、国に提出する事を要望する陳情は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求め

ます。

起立多数であります。よって、本件は採択と決定いたしました。

議

長 以上で予定しておりました日程の全てが終了しました。これをもって本臨時
会は閉会といたします。慎重な御審議、ありがとうございます。なお、この後、
議会運営委員会を開催いたしますので、委員長の指示で開催をお願いします。

(11時00分)

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するため
に署名いたします。

令和 7年 2月 14日

松田町議会議長 平野 由里子

署名議員 5 番 秋田谷 光彦

署名議員 6 番 古谷 星工人